

社会福祉法人春栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人春栄会(以下「法人」という)の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 交通費の実費額が、実費弁償費の額を超えた場合は、その実費額とする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所(法人が設置運営する事業所をいう。)

(以下「法人及び事業所」という)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 交通費の実費額が、実費弁償費の額を超えた場合は、その実費額とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 交通費の実費額が、実費弁償費の額を超えた場合は、その実費額とする。

(第三者委員の報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員及び特別養護老人ホームおおまし優先入居者取扱い規程の第三者委員が、法人及び事業所に係る第三者委員の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 交通費の実費額が、実費弁償費の額を超えた場合は、その実費額とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は前条に掲げる第三者委員が業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出帳終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第9条 評議員選任・解任委員会委員が、委員会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償を支払う。

2 交通費の実費額が、実費弁償費の額を超えた場合は、その実費額とする。

付 則

この規程は、平成28年11月29日から施行する。

別表 1 (第 3 条・第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	日額 6,000 円	日額 1,000 円
評議員会	日額 6,000 円	日額 1,000 円

別表 2 (第 4 条・第 5 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	日額 10,000 円	日額 1,000 円
理事及び評議員	日額 6,000 円	日額 1,000 円
監 事	日額 8,000 円	日額 1,000 円
第三者委員	日額 6,000 円	日額 1,000 円

別表 3 (第 7 条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実 費	1泊 12,000 円	日額 8,000 円	実費額

別表 4 (第 9 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員 会委員	日額 6,000 円	日額 1,000 円